

申告期間は 2月17日(月)～3月16日(月)

税の申告・相談

問い合わせ先

町県民税 財務課 税務室 ☎0279-26-2237(直通)
所得税 高崎税務署 ☎027-322-4711

申告が必要か確認しましょう

スタート

令和2年1月1日現在
吉岡町に住んでいましたか?

いいえ

吉岡町への申告は不要です。
令和2年1月1日に住んでいた市町村へ相談してください。

はい

令和元(平成31)年中に、どのような収入がありましたか?

主に給与

主に営業・農業・不動産

主に公的年金

収入なし

非課税所得のみ
(遺族年金・障害年金・
失業給付金など)

給与収入が
2,000万円を超えている

はい

いいえ

A

勤務先は1カ所だけで、
年末調整をしている
(複数であっても、年末調整で
合算している場合は「はい」)

いいえ

所得金額が所得税の
控除額合計より大きい

はい

いいえ

A

B

年金収入が
400万円を超えている

はい

いいえ

A

年金以外の所得がある

はい

いいえ

A

B

吉岡町在住の親族の
税法上の扶養になっている

はい

いいえ

C

B

給与以外の所得がある

はい

いいえ

給与以外の所得が
20万円を超えている

はい

いいえ

A

B

控除の追加がある

はい

いいえ

いいえ

A

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

勤務先から吉岡町に
「給与支払報告書」が
提出されている

はい

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

はい

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

判定結果
Aの人
所得税の確定申告を
してください。
Bの人
町県民税の申告を
してください。
Cの人
申告の必要はありません。
※医療費控除などを受ける人
は申告が必要です。

※フローチャートは一般的な例です。
不明な点は税務室にお問い合わせ
ください。

インターネットで申告してみませんか

<https://www.keisan.nta.go.jp>

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面案内に従って金額などを入力することで、確定申告書を作成できます。作成した確定申告書は、印刷して税務署へ提出できます。

また、「e-Tax」を使用すると、作成した確定申告書のデータを税務署に出向くことなくインターネットで送信して申告できます。使用の際は、電子証明書やICカードリーダライタなどをご準備ください。なお、あらかじめ税務署でe-Tax用のID・パスワードを発行すれば、ICカードリーダライタなどを準備しなくても自宅で申告ができます。

**e-Tax の操作については、
作成コーナーヘルプデスクへお問い合わせください。**

☎0570-01-5901 ※受付時間は土・日・祝日などを除く9:00～17:00



スマホでの
申告はこちら

国税に関するよくある質問は国税庁ホームページの「タックスアンサー」で確認できます。税の種類やキーワード検索で調べることができます。スマートフォンからも閲覧できますので、ご利用ください。

「タックスアンサー」で検索するか、右のQRコードを読み取ってください。



タックスアンサー

検索

申告に必要なもの

- 申告書
- 印鑑 (スタンプ印不可)
- 本人確認書類
(運転免許証・保険証など)
- 個人番号確認書類
(マイナンバーカードまたは通知カード)
- 本人名義の預金通帳
(初めて振替納税・還付申告をする場合)

【収入が分かる書類】

- ・源泉徴収票 (報酬・年金など) ☆
- ・賃金支払報告書 (日雇者など)
- ・収支内訳書
(営業・農業・不動産などの収入がある人)
- ・肉用牛売却証明書
- ・その他の収入明細書
(証明書など) ☆

【控除に必要な書類】

- ・社会保険料額が分かるもの
- ・国民年金保険料控除証明書
- ・生命保険料控除証明書
- ・地震保険料控除証明書
- ・その他の証明
(障害者手帳・学生証・在学証明書など)

※個人番号確認書類として
マイナンバーカードを
提示すれば、
本人確認書類は
不要です。



※平成31年4月1日以降、申告の際に上記の☆の書類の添付が不要になりましたが、相談時には必要です。忘れずにお持ちください。

高崎税務署が設置する会場での申告

場 所 **ビエント高崎エクセルホール**
(高崎市問屋町 2-7)



ビエント高崎で申告する必要がある人
(役場の申告相談会場で申告できない人)

- ・令和元 (平成31) 年分以外の確定申告をする人
 - ・山林所得や譲渡所得 (土地・建物、株式など) がある人
 - ・初めて住宅借入金等特別控除を受ける人
 - ・東日本大震災により住宅などに被害を受けて所得税の軽減・免除を受ける人
- ※令和3年以降は青色申告該当者も税務署が設置する会場での申告が必要です。

ふるさと納税をした人へ

- 以下のいずれかにあてはまる人は、ワンストップ特例制度の適用を受けられないため、ふるさと納税に係る寄付金控除を含めて所得税の確定申告が必要です。
- ・ふるさと納税にかかる寄付金控除を含めず、所得税の確定申告・町県民税の申告をした人
 - ・6団体以上の自治体にふるさと納税をした人
 - ・ワンストップ特例申告書を提出したが、記載住所などに不備があった人

期 間 **2月17日(月)~3月16日(月)**

※土・日・祝日などを除く。
ただし、2月24日(月)・3月1日(日)は開場。

受付時間 **9:00~16:00**

※混雑具合により、受付終了時間が早まる場合があります。

問い合わせ先 **高崎税務署 ☎027-322-4711**
自動音声案内で「0」を選択してください。

- ・申告期間中は、高崎税務署での相談・申告はできません。
- ・会場では、自身でパソコンなどを操作して確定申告書を作成します。
- ・混雑を避けるため、可能な限り公共交通機関をご利用ください。

役場での申告

場 所 町コミュニティセンター
視聴覚室(2階)



※2階へ上るのが困難な人や、特に申告すべき収入などがなく相談だけしたい人は、役場税務室(②番窓口)へお越しください。

受付時間 8:45~11:30、13:15~16:00

※午後の開始時間が例年より15分遅くなります。ご注意ください。

注意事項

- ・収支内訳書は必ず事前に作成してください。
→待ち時間が短縮されます。
- ・医療費控除を受ける人は、医療費控除明細書を作成してください。
→領収書の提出は不要ですが、5年間は保存してください。
- ・職員が口座番号、暗証番号などを聞き取ることは絶対にありません。駐車場など、不特定多数の人が出入りする場所ではご注意ください。

対象地区		期 日
小倉		2月17日(月)
上野原		2月18日(火)
上野田		2月19日(水)
下野田	北部全部	2月20日(木)
	原、宮下、中部	2月21日(金)
北下		2月25日(火)
南下・陣場		2月26日(水)
大久保寺下		2月28日(金)
大久保寺上	中町、上町、田端	3月2日(月)
	三津屋1・2区	3月3日(火)
	三津屋3・4区、町営住宅	3月4日(水)
溝祭	溝祭南部一・二・三区	3月5日(木)
	溝祭中部、北部1・2区	3月6日(金)
駒寄	駒寄東・西、駒寄台東・中・西	3月9日(月)
	瀬来東・西	3月10日(火)
漆原西		3月11日(水)
漆原東		3月12日(木)
上記日程で都合がつかない人		2月27日(木)、 3月13日(金)・16日(月)

申告前に申請・発行を

〈65歳以上の障害者控除対象者の認定〉

身体障害者手帳や療育手帳などがなくても、同等の障害があると認定された場合は、所得税や住民税の障害者控除の対象となることがあります。認定された人には、申請により障害者控除対象者認定書を交付します。申告時に必ず持参してください。

※手帳所持者は、認定書の発行は不要です。

▶**対象** 令和元年12月31日現在(令和元年中に死亡した人は死亡日現在)、町内在住の65歳以上の人で要介護認定を受けているか、介護認定を受けていなくても6カ月以上寝たきりの状態にあることが証明できる人で、町の障害者控除認定基準に該当する人
※介護保険の認定を受けている人全員が障害者控除の対象になるわけではありません。

▶**申請方法** 高齢福祉室にある用紙で申請してください。

〈医療費控除用おむつ使用の証明〉

寝たきりや治療上の理由で使用したおむつの費用について、所得税の確定申告で医療費控除を受けられます。

▶**対象** 介護保険の要介護認定(要支援1・2、要介護1~5)を受けていて、主治医から尿失禁可能性が高いと証明されている人

▶申告時に必要なもの

- 初めての人**
- おむつ使用証明書(医師が発行)
※様式は高齢福祉室で受け取ってください。
 - おむつの領収書
- 2回目以降の人**
- 介護保険の主治医意見書の確認書(町が発行)
※高齢福祉室で申請してください。
 - おむつの領収書

問い合わせ先 **健康福祉課 高齢福祉室** ☎26-2247(直通)